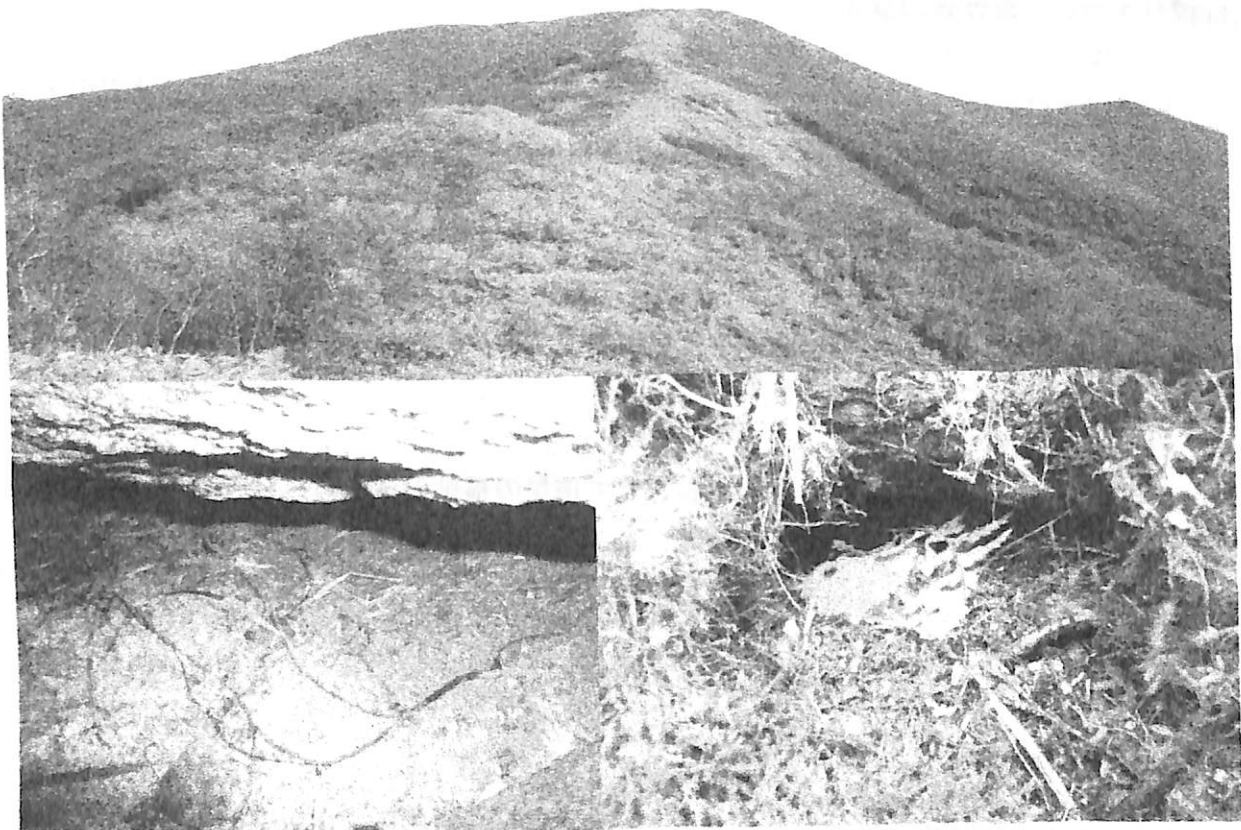


北の自然

北海道自然保護連合通信

No.87

2013.2.15



上；佐幌岳

左下；大きな岩の下の古い貯食

右下；噛み切って岩の下に引き込まれた植物

カラカネの現在の課題であります訴訟の件

NPO 法人カラカネイトンボを守る会 大山衛門

通信 N079 (2007. 11. 30) に、カラカネ活動を掲載済みなので、その後の展開を紹介いたします。

設立 15 年目にして、やっと 2011 年(平 23 年)6 月 14 日に、篠路福移湿原の「残土受入差止等請求事件」でスノーメディア㈱に対し提訴し、9/8 傍聴 19 人、11/10 傍聴 16 人、12/22 11 人、2012 年(平 24 年)2/9 8 人、3/15 13 人、5/24 11 人、7/19 11 人、9/19 11 人、11/1 8 人、そして第 10 回口頭弁論期日 2013 年(平 25 年)1/17 の 11 人、11 回口頭弁論期日 3/14 10 時予定です。篠路福移湿原を含め、特別緑地保全地区・指定を札幌市長にお願いしており、環境破壊の補償等の請求もあり、注目を浴びています。

篠路福移湿原の購入、2006 年・4 筆、2007 年・8 筆、2008 年・9 筆、2010 年 3 筆、2011 年 6 筆+2 筆(寄附)、2012 年 1 筆、7 年間で、合計 33 筆 7,456m² (2,259 坪) ¥1,014.1 万円、賃貸地 3 筆 3,067m²、管理地全体で 36 筆、10,523m² (3,191 坪) を管理しています。(篠路福移湿原全体で、約 1 割)

2012 年活動として、7/31~8/1 福島のごども 20 名を昨年に引き続き余市川でカヌーでの川下り、釣り、とんぼ捕りを行い、北海道の夏休みの時間を満喫しました。

8/16~18 第 11 回韓国江の日大会 in 水原に 3 名が参加して、交流を深めています。

9/21 には、「いい川・いい川づくり」 in 東京大会に参加する韓国一行 26 名が来札し、藻岩山・サケ科学館・石狩川・川の博物館・篠路福移湿原等を視察対応行いました。

11/10・11 の JR 札幌駅第 6 回パネル・写真展等の開催等を行いカラカネの活動を市民のみなさんにアピール出来ました。

2011 年度は、湿原水質調査(157,500 円)も寄附金から活用し、湿原保護活動は一層世間の認知度の向上に繋げ、企業(北海道トホ㈱)や屯田北中学校等の参加もあり、盛り上りました。何と云ってもイベント開催の収支が、赤字から黒字に変わったのは、ご寄附いただいた方々からの多大なる貢献のお陰です。本当に感謝申し上げます。

「篠路福移の森緑地計画」は、札幌市の公共施設として市民の福祉の推進と地球環境の保全を目的とした施設であり、パークゴルフ場の整備と 2 酸化炭素吸収源となる森とによって進められています。また、先立っての当会の要請を聞き入れて下さり、敷地の一角に湿地の整備を進めていただくことになったことに対し深く感謝しております。これによって、「篠路福移の森」の整備がより多様なものとなるばかりではなく、ほかに例を見ない新しい公園のあり方を提案できるのではないかと、心から期待しております。ピオトープ(仮称)モウセンゴケ沼において、NPO、企業、行政等の協働で、緑地と一体となった湿原としての生態系を確保し、希少生物が生息できる環境を保全・再生する取り組みの拡充を求めています。

今年、札幌市まちづくり局に「認定 NPO 法人化」を申請中です。健全な財務体質を維持するための一段階上の組織運営を目指しています。



2012 年 9 月 15 日 トンネウス沼の大掃除・ホテル池の整備



9 月 22 日 23 日 第 5 回「いい川・いい川づくりワークショップ」 in 東京

食痕、貯食を確認 佐幌岳ナキウサギ生息地調査

報告その1 川辺百樹

ナキウサギふあんくらぶ、サホロリゾート開発問題協議会と合同で5月6日に、佐幌岳北斜面の岩塊堆積地で調査を行いました。ここは加森観光が知事の意見を無視してスキー場を造成しようとしているところです。彼らが委託したあの虚偽報告書作成で有名な「森林環境リアラズ」がここで調査し、生息は確認されなかったと報告しています。

3月下旬にこの現場へ入ったときには多量の積雪で岩塊のほとんどが雪の下だったのですが、雪が消えた現場には立派な岩塊堆積地が広がっていました。8名で1時間半ほど調査した結果、鳴き声や糞は確認できませんでしたが、ナキウサギとみなされる食痕を確認することができました。

ここを開発した西洋環境開発は、平成4(1992)年に出された知事の意見に従いこの斜面での開発を断念したのですが、この現場をみてその理由が分かった思いがしました。西洋環境開発はこの斜面での開発がナキウサギに深刻な影響を与えると理解したのでしょう。しかし、西洋環境開発を引き継いだ加森観光には、この斜面を保全することの意義を理解できないようです。金に目がくらんだ経営者には生物多様性を保全することの意味など眼中にないということでしょう。カリスマ経営者などとマスコミでもてはやされていますが、理性も知性もない単なる強欲経営者ということを証明しているようなものです。

報告その2 松田まゆみ

6月24日にスキー場開発が予定されている佐幌岳の北斜面でナキウサギの調査を行った。

この日、佐幌岳は朝から霧に包まれていた。私たちは登山ガイドブックに出ているスキー場側の登山コースから現場に向かうべくサホロスキー場の駐車場に集まっていたのだが、そこに加森観光の社員が通りかかり「登山届」を出して欲しいと言う。登山届を書きに行くと、自然保護団体であることを知った社員が上司に電話をかけ、「天気が悪いので入山の許可を出せない。狩勝峠の登山道から登って欲しい」と訳のわからないことを言いはじめた。

そんなわけで狩勝峠の登山コースから現場に向かった。目的地の北斜面の岩塊堆積地は佐幌岳の山頂を越えて少し下ったところだ。岩塊堆積地はチシマザサに覆われているのでスキーコースから直接見えないうのだが、ササを踏み分けるとすぐのところには岩塊斜面が現れる。一目見ただけで、ナキウサギが生息しているような雰囲気が漂っている。

この岩塊堆積地を手分けしてナキウサギの痕跡がないかを探したのだが、すぐにあちこちで痕跡が見つかった。噛み切った植物が岩穴に運ばれていたり、まとまって地面に置かれていたり。明らかに動物が噛みきったものだし、こんなことをする動物はナキウサギしかいない。

この岩塊堆積地は、複数のつがいが生息できる規模だ。佐幌岳周辺の岩塊堆積地では過去に市民グループの調査によってナキウサギの貯食やフンが確認されていたのだが、今回生息痕跡が確認された北斜面の岩塊堆積地はこの地域のナキウサギのコアの生息地と言えそうだ。

かつて佐幌岳一帯のリゾート開発が行われた際、北斜面の開発は中止されたのだが、当時の事業者(西洋環境開発)はおそらくナキウサギの生息地の破壊を懸念したのだろう。このために、1992年の北海道環境影響評価条例に基づく狩勝高原サホロリゾート開発事業の環境影響評価について、知事は事業者に「エゾナキウサギについては、事業予定地域周辺にその供給源となる生息地のある可能性があるため、今後も調査を実施するとともに、その生息地に影響を与えることのないよう努力すること。」という付帯意見をつけた。

この知事の付帯意見の通り、北斜面のスキーコース予定地に「ナキウサギの供給源となる生息地」が存在していたのである。

ところが事業者である加森観光は、この「北斜面ガレ場」の調査を2009年7月2日に、また「北斜面コース沿いガレ場」の調査を同年11月5、6日に行っただけで、生息の痕跡がなかったと結論づけた。

自然保護団体が数時間の調査で多数の痕跡を確認した場所で、調査会社(森林環境リアライズ)が何ら痕跡を確認できなかったというのは信じがたい。調査者の目がよほどの節穴だったのか。しかも、たった3回ほどの調査で生息を否定してしまうのもあまりにも杜撰だ。私には、事業者はナキウサギが生息していることを知りながら隠蔽したとしか思えないのである。なぜなら、加森観光の調査報告書では、文献に記載されている佐幌岳北斜面のナキウサギの生息事実を隠蔽していたからだ。

北海道環境推進課は加森観光の報告書そのまま認めて開発許可を出してしまった。北海道の特定開発行為の許可手続きは、事業者が嘘の報告書を出しても何ら見抜けない「ザル手続き」なのである。

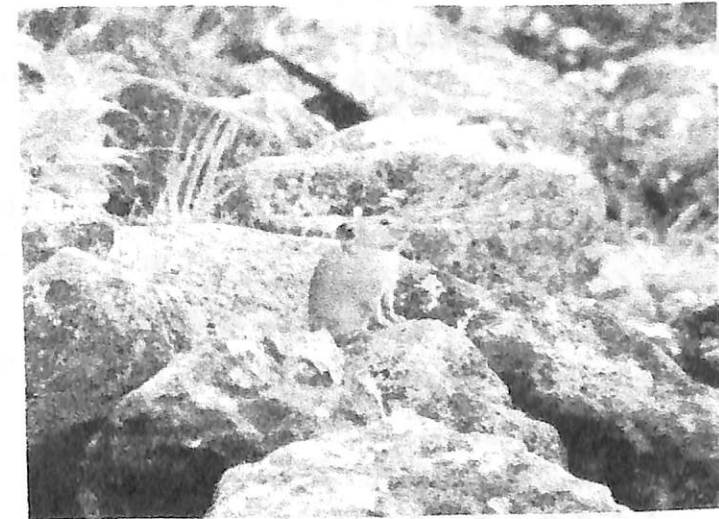
また、佐幌岳の開発に関しては「北海道自然環境等保全条例」に基づいて北海道特定開発行為審査会が2011年に3回開催されているのだが、この審査会では知事の付帯意見もナキウサギ生息地のことも委員に知らされていなかった。

つまり、知事による特定開発行為の許可は手続きに重大な瑕疵がある。このために自然保護団体は北海道知事に対し6月29日付けで特定開発行為の許可を取り消し、開発中止を求める要望書を送付した。

自然破壊を招く大きな開発行為に際し、こんな杜撰なことが行われているのが現実なのだ。知事の付帯意見を無視し、ナキウサギの生息事実を隠蔽した報告書に基づいて出された許可は、取り消されて然るべきだ。

(十勝自然保護協会ニュース No.133 より転載)

* 貯食の写真は表紙参照。



2012年9月17日

加森観光株式会社
代表取締役 加森公人 様

北海道自然保護連合	代表 寺島一男
サホロリゾート開発問題協議会	代表 芳賀耕一
ナキウサギふぁんくらぶ	代表 市川利美

佐幌岳北斜面におけるナキウサギの生息痕跡について

わたしたちは、さる7月11日に貴社を訪問して「サホロ岳の開発中止とナキウサギ生息地保全を求める要望書」を長谷川開発室長に手渡し、佐幌岳北斜面の岩塊堆積地においてナキウサギの生息痕跡を確認したことを明らかにしたうえで、スキー場開発の中止を要望しました。

これに対し、長谷川開発室長から8月28日に電話があり、私たちが示したナキウサギ生息痕跡については、ナキウサギ生息の根拠にならないとの貴社の見解が伝えられました。翌日、当方から長谷川開発室長に電話し、ナキウサギ生息の根拠にならないとの理由を詳しく書面で説明いただきたいと依頼しましたところ、森林環境リアライズとも相談のうえ対応したいとのことでした。

根拠を示さず、当方の見解を否定することは社会的に通用しませんので、根拠を具体的に文書で示していただきますようあらためて要請いたします。

また、7月11日の話し合いにおいて、貴社が毎年春に北斜面のナキウサギ調査を実施していること、そこで確認された痕跡はナキウサギと言えないとの発言がありました。これに対しては、春だけの生息調査では不十分であること、確認された痕跡の中身とそれがナキウサギの痕跡ではないと判断した理由を明らかにしてほしいと要望しました。私たちが写真も添えて申し入れをしていますので、貴社の判断が科学的なものであれば、私たちにもその判断根拠を示してくださいようあらためてお願いします。

私たちは8月31日に北海道環境生活部環境局長と話合いの機会をもちました。その席上、柴田環境局長に貴社が毎年春におこなっている調査とその結果についてお伝えし、その根拠の提示を求めていることを説明しました。

これに対する柴田環境局長の発言要旨は以下のとおりです。

基本的にアセスと言うのは事業者自主的な取組みを促すものだが、当然自主的にやっているものについても極力公表するということが大切なことだと思う。情報提供はわれわれだけでなく、広く情報提供することは必要だ。情報提供は、事業者がちゃんとやっているということを見せるためにも情報公開すべきだと思うので、私どもの方から情報公開するように伝えたい。

このように北海道も道民への情報公開の必要性を認めておりますので、このことも踏まえ、わたしたちの要請に応じていただきたく存じます。

ナキウサギフォーラムの報告

松田まゆみ



10月20日に開催された「ナキウサギフォーラム 佐幌岳から考えるナキウサギの保護」では、4人の発言者がそれぞれの視点から絶滅危惧やナキウサギの保護などについて講演した。発表内容について簡単に紹介したい。

絶滅危惧とは：岩佐光啓氏（帯広畜産大学教授）

□国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストでは絶滅危惧種が2万種を超えた。日本でも8月に発表された第4次改訂で哺乳類3種、鳥類1種、貝類1種、植物2種が新たに絶滅とされ、絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類とⅡ類）も前回の3155種から3574種へと増えた。

□トキの場合、乱獲・開発・餌の減少のほか鉱山の開発による金属汚染や農薬が絶滅の要因となっている。トキに寄生するトキウモウダニもトキの絶滅とともに絶滅。寄主の絶滅により寄生動物も絶滅にさらされる。

□エゾナキウサギは今回の改訂で「絶滅のおそれのある地域個体群」から「準絶滅危惧」に格上げされた。北海道に生息するエゾナキウサギは大陸に生息するキタナキウサギの亜種とされているが、ミトコンドリアDNAの分析によりDNAが5%違うことが分かってきた。昆虫の場合は遺伝子が2.3%変わるのに100万年かかると言われており、5%も違うと別種である可能性もある。

□存続が脅かされやすい種は、生息範囲が狭い、生息密度が低い、特殊な環境に生息する、繁殖能

力が低い、移動能力が低い、小さな島の固有種である。

□経済、生産性、効率一辺倒の人間活動によって、絶滅が加速されてきた。具体的には、開発、伐採、娯楽、スポーツなどによる生息環境の破壊、農薬・金属汚染、乱獲、外来種・家畜、政治、気候変動（地球温暖化）などである。

エゾナキウサギの保護：市川利美氏（ナキウサギふあんくらぶ代表）

□ナキウサギの特徴として、低い繁殖率（初夏に2～4匹の仔を産む）、低い生存率（成獣は定住性があるが、子ウサギは夏の終わりに親の縄張りから移動しなければならない）、移動の能力の低さ（移動能力は高くなく、子ウサギの移動時期は暑い夏で、天敵もいる）がある。

□カリフォルニアのボディでは金を掘った後に積み上げられた石の山にナキウサギが生息しており、78の石の山（パッチ）でナキウサギの調査が行われた。それによると、パッチが小さいほど絶滅しやすく、パッチとパッチの距離が大きいほど絶滅しやすいことが分かった。

□北海道では大規模林道（2010年に中止になった）などの大形公共事業によってナキウサギの生息が脅かされてきた。新得町ではナキウサギの生息地となっている林道で世界ラリー選手権が行われたほか、美蔓地区国営かんがい排水事業の工事などがあり、サホロススキー場の北斜面開発がある。

佐幌岳のエゾナキウサギ生息地：川辺百樹氏（前北海道自然史研究会会長）

□ナキウサギの生息地となっている岩塊地の成因は、自破碎溶岩（溶岩ドームや溶岩流）、崖錐（岩が崩壊して堆積）、地滑りがある。

□北海道にはナキウサギが生息可能と思われる岩塊地が点々とあるが、生息しているのは北見山地、大雪山系、日高山脈、夕張に限られる。阿寒にも生息可能と思われる岩塊地があるが、阿寒と大雪山系との間は50キロメートルあり、これだけの距離があると移動（分散）はできないと考えられる。

□低標高地の生息地の場合、谷の崖錐下部に岩塊が堆積しているところが多いが、このような生息地は道路建設によって破壊されやすい。準絶滅危惧ではなく、絶滅危惧にしてもよいのでは。

□佐幌岳は花崗岩の山だが、花崗岩は大きく壊れる性質がある。「ひがし大雪博物館友の会」の調査で1987年、1991年、1993年に小規模な生息地を発見した経緯がある。2012年にはスキー場開発予定地に過去に見つけたものより規模の大きい生息地があることを確認し、生息痕跡も見つけた。加森観光は、過去の佐幌岳の生息情報を知っていたが、アセス報告書には書かずに隠蔽した。また、現在の生息痕跡は、ナキウサギのものと特定できないとして生息を認めていない。

□佐幌岳の生息地が破壊されると、大雪山系の生息地と日高山脈の生息地との距離は約50キロメートルになり、両者間の個体群の遺伝子交流がなくなる可能性がある。

佐幌岳のスキー場拡張問題：芳賀耕一氏（サホロリゾート開発問題協議会）

□1991年頃にサホロリゾートを3倍規模に拡張する計画があり、住民意見を募集していたので意見

を出したのがサホロリゾート問題と関わることになったきっかけになった。その後、公聴会や情報公開によってこの問題を知らせてきた。現地に調査に入ったら、アセス書には書かれていないクマゲラを見つけたこともある。こうした活動によって新得町の人たちの意識も変わってきた。

□破綻したサホロリゾートを加森観光が受け継いだ際、当時の町長は北斜面には手をつけないことを条件に町が10年間にわたって年5000万円を加森観光に援助すると約束した。しかし、町長が変わったら北斜面は手をつけないという約束は受け継がれなかった。

□スキー客の激減で加森観光は経費削減をしており、地元の商工業者にもメリットがなくなっている。スキー場の施設も老朽化している。経費削減のために平日はリフトをなるべく止めているが、その口実として「なだれの危険性がある」などといっている。

□加森観光は毎年赤字を出している、経営的に厳しい状況。ベアマウンテンもゴルフ場も落ち込んでいる。町は加森観光が撤退するのではないかと危惧している。スキー場は国有林を借りているために閉鎖することができない。現在使っていないリフトが2本あるが、危険なまま放置されている。

□あくまでも個人的な推測だが、スキー場に適した北斜面にコースをつくることで、海外資本への転売を考えているのではなかろうか。情報公開で入手した資料などをHPで公開している。

講演の後、寺島一男氏（北海道自然保護連合代表）の司会で討論が行われた。

最後に決議が採択された。生物多様性保全が叫ばれる昨今、加森観光の蛮行は看過できない。

佐幌岳北斜面のスキー場開発の中止を求める決議

エゾナキウサギは北海道の北見山地、大雪山系、日高山脈および夕張山地の岩塊地にのみに生息する希少な動物です。高山帯に限らず、森林帯に点在する岩塊地にも生息していますが、とりわけ低山の生息地は道路建設や伐採などにより破壊されてきました。生息地の消失は、ナキウサギ個体群の分断、縮小そして絶滅につながります。このため今年8月28日に公表された国のレッドリストの第四次改訂で準絶滅危惧に選定されました。

佐幌岳の山頂近くのナキウサギの生息地は大雪山系と日高山脈のナキウサギ生息地を結ぶ重要な位置を占めています。このために北海道知事も佐幌岳のスキー場開発にあたってはナキウサギの保護に留意するよう求め、開発を行った西洋環境開発は北斜面のスキー場造成を断念しました。しかし、西洋環境開発から経営を受け継いだ加森観光は、ナキウサギ生息地を壊してスキー場を拡張する計画を強行しようとしています。

生物多様性の保全が求められる中で、このような破壊行為は許されるものではありません。スキー場造成の中止を強く求めます。

2012年10月20日

ナキウサギフォーラム参加者一同

常磐公園の森はいま

寺島一男

旭川市民の緑のオアシス・常磐公園が、いま熱い市民の注目を集めている。公園ができてほぼ100年、40年ぶりの大きな公園改修事業計画が進んでいるからだ。注目のきっかけは、公園に接する石狩川左岸堤防付近一帯の樹木が、堤防の緩傾斜化に伴ってその大半が姿を消そうとしているからである。

改修計画については、2011年7月15日に9名の委員からなる「常磐公園改修事業基本計画検討懇談会」（座長・大野仰一東海大学教授）が設置され、ほぼ1年が経過した現在、9回の検討懇談会を終えてなお継続審議となっている。（私も委員の一人として参加）

審議の内容は、注目を集めた河川空間の樹木伐採を含む公園全体の樹木の取り扱い、園路や施設の再配置を含むゾーニング、公園における今後の緑の方針を決める「緑の計画」の審議など、多岐にわたっている。

改修事業計画について市民の関心は、かつてないほど高く、とりわけ河川空間における樹木の取り扱いについては、再考を求める市民有志のグループが複数できて、署名活動（2012年8月現在約1万7700筆）を含む活発な活動が続けられている。また、公開を原則に開かれる検討懇談会には、毎回数10人の市民が傍聴に参加するなど、この種の会議としてはこれまでにない様相を示している。

このような事態から、旭川市は市民向けの現地説明会、広報による事業説明、アンケートの実施、パブリックコメントの募集・集約、検討懇談会に各分野のオブザーバーを参加させるなど、様々な対策を講じているが、市民の関心を満たすにはいま一つの現状となっている。

市民の関心の高い河川空間の緑の取り扱いについては、河川改修事業との絡みもあるため、検討懇談会の審議から切り離して、専門家による別テーブルの検討を行い、その結果を検討懇談会にかけることになっているが、その方法論についても多くの疑義が出ている。

常磐公園をめぐるこの熱い議論は、単に都市公園としての常磐公園の改修をどうするかの問題にとどまらず、旭川市の緑の環境をどのように考え、位置づけ、ネットワーク化していくかその全体像が求められている。同時に、行政や市民にこれまでにない都市における緑のあり方や関わりを根源から問う大きな問題となっている。

また、旭川以外の都市においても都市公園のあり方は、生物多様性の視点から市民や行政の大きな関心を集めている。まだ問題は現在進行形で結論を見ていないが、旭川におけるこれまでの現況をお伝えすることにする。

この問題は地元紙「あさひかわ新聞」が継続一貫して取材し報告している。問題の所在を知るには、2012年3月6日から隔週3回にわたって連載した記事「緊急インタビュー」がわかりやすいので、新聞社の許可を得て転載させていただく。

常磐公園については、旭川市民は別としてご存じない方が多いと思われるので、転載に先立ち概要を紹介する。

位置は旭川のシンボル旭橋がある石狩川の左岸南側で、面積は約16%。スタルヒン球場（総面積）が、6個すっぽり入る大きさだ。よく知られる東京都の日比谷公園とほぼ同じ大きさである。旭川市が管轄する都市公園で、園内には千鳥ヶ池や自由広場、四阿や旧天文台の建つ築山等が配置されている。

公園内や付近には、道立旭川美術館、中央図書館、公会堂、常磐館、石狩川治水学習館、常磐プール等の公共・文化施設が建ち並ぶ。

園内の木陰を縫うように延びる小径の傍らには、ザッキンの「人間の森」、ブールデルの「雄弁」、三木俊治の「行列」、本郷新の「風雪の群像」等多数の野外彫刻が、また、旭川出身の詩人小熊秀雄や今野大力の詩碑等が建っている。

公園の造成は、1910年（明治43年）の町会（当時、旭川町）決議を経て、1912年（大正元年）に予定道路の建設に着手。1916年（大正5年）5月1日に開園している。旭川では最初で最古の公園（私園を除く）である。

新旭川市史第三巻によると、公園の設計は当時、東北帝国大学農科大学（札幌農学校、現北海道大学農学部的前身）の助教授で園芸学講座を担当していた星野勇三に委嘱したことになる。

星野勇三（1875—1964年）は、山形県出身の札幌農学校を卒業した農学者・遺伝学者で、日本にメンデルの法則を紹介した人として知られている。1903年から4年間、ドイツ、イギリス、アメリカへ留学し、そのとき欧米の公園について学び、札幌の大通り公園の花壇や酒田市の日和山公園を設計したことで知られている。ただ、常磐公園については星野の委嘱を記した「明治37年4月起甲、任命簿」はあるものの、その具体的な内容は残っていない。

1989年（平成元年）に緑の文明学会と社団法人日本公園緑地協会が、公園の愛護を目的に「日本の都市公園100選」を公募・選定したが、その一つに選ばれている。また、1997年（平成9年）には、旭川市が自然を愛し美しい風景を守り活用するため「旭川八景」を選んだが、その一つにもなっている。



空から見た旭橋（石狩川中央）と常磐公園（右手）

—常磐公園改修事業に対し、市民から疑問の声が上がり、検討懇談会でも当初の日程を超えた検討が続いていますが、まず、このあたりをどのように考えていますか—

問題の中心になっているのは、公園に生えている巨木を含む樹木の伐採で、とりわけ石狩川左岸の堤防付近では生えている樹木の約6割が伐採判定の対象になっていることです。

伐採の理由として、公園樹木として良好な状態でないこと、河川と公園の一体化をはかり堤防を強化するため、堤防斜面を現在より緩やかにすることなどがあげられています。

堤防の緩斜面化は、常磐公園改修事業計画の上位計画である「かわまちづくり計画」や「文化芸術ゾーン整備方針」に盛り込まれていますが、そこでは伐採を含む具体的な内容の検討は行われていません。当然、市民にもそうした経緯や内容がきちん伝えられていません。そのためいわれている状況が生じているのだと思います。

—どうして具体的な検討が行われなかったのですか—

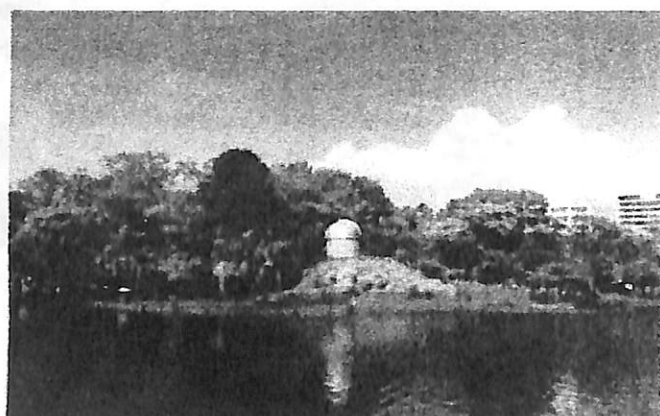
上位計画は先の二つのほかに最上位計画として「中心市街化活性化基本計画」があります。上位の計画と下位の計画の間では当然整合性がなければなりません。上位計画ほど対象とするエリアが広くなり、目的も内容も広がりを持つこととなります。そのため下位の計画に及ぶ具体的な内容まで検討できないという事情が生じてきます。

しかし、堤防の緩傾斜をはかるというような重要で具体的な内容を盛り込むからには、なぜそのことが必要なのか、そのためにどれくらいの樹木が切られることになるのかという肝心なことは検討をしなくてはなりません。

そのことは、例えば文化芸術ゾーンの会議でも指摘しましたが、詳細事項は次のステージで行うとされ、時間切れのこともあって整備の方向性のみが確認されました。その意味では、この検討懇談会が重要な場になっていると考えています。



中央広場付近の常磐公園



千鳥ヶ池と旧天文台（背景の樹木が河川空間の樹木）

—現在、常磐公園の「緑の計画」が検討されています。また、「河川空間」については関連する分野の専門家で構成するワーキンググループが、別ステージで検討する方向性が示されていることはどのように考えますか—

この検討懇談会がスタートしたとき、文化芸術ゾーンの積み残した課題からすれば、問題となっている「河川空間」の取り扱いが中心となると考えていました。だが、幕を開けてみると常磐公園全体の改修事業を検討することになっていました。

そのために肝心の「河川空間」の検討が薄められたり、ネグレクトされてはだめですが、「河川空間」の緑（樹木）が常磐公園の緑の一角を構成し、常磐公園全体の緑と関係していることを考えると、全体の緑のあり方を検討することは意味があります。

また、これまでの議論の過程で「河川空間」の取り扱いについて、委員の間の隔たりが大きく議論が進まない傾向もありました。そのため常磐公園の緑の枠組みになる「緑の計画」をつくって、それを一つの土台に「河川空間」を議論してはどうかと、いま検討が始まっているところです。問題はその骨格をどうつくるかです。

もう一つの「別ステージ」の問題ですが、そこが「河川空間」の問題を検討懇談会から切り離して独自の結論を出すのなら、それは問題があります。

確かに「河川空間」には緑の問題のほかに、治水を含めた河川管理等の問題も関わってきますから、専門的な知見も議論によっては必要になります。

だが、現在の検討懇談会の一部専門家を含む市民の意見を聞き、「市民ニーズや社会的経済的状況」を反映させるために設置されたものです。専門家だけの意見を聞くのなら、はじめから設置する必要はないのです。

検討懇談会の運営要綱は、懇談会は常磐公園改修事業基本計画の検討を行うことを定めています。都合によりその部分は別枠で結論を出す、というはおかしなことになります。

要綱では、必要に応じて意見を求めるオブザーバーを置くことができるとしていますので、懇談会の要請において別ステージで検討しても、その結果は懇談会に返され、それを受けて懇談会としての結論を出すのが筋ではないでしょうか。

—ところで改修事業の中で、伐採の対象と判断されている樹木は、どれくらいあるのですか—

市の調査によると、現在、常磐公園には85種、2651本の樹木が存在しています。太さで見ると胸のあたりの高さ（胸高直径・地上1.3m）で、一般に小径木といわれる20cm未満のものが、1510本（全体比約57%）、中径木といわれる20～50cm未満のものが825本（約32%）、大径木と呼ばれる50cm以上のものが316本（約12%）です。

主な樹種は、エゾヤマザクラ、イチイ、イタヤカエデ、ハルニレ、モミジなどの在来種のほか、ヨーロッパアカマツ、ニセアカシア、ヨーロッパトウヒ、ヨーロッパクロマツなどの外来種があります。

これらのうち、公園樹木として良好な状態にない樹木は426本（全体比約16%）で、このうち283

本が堤防付近にあるとされています。もしこれらを伐採するとすれば、堤防付近に生える樹木の61%が失われることになり、現在の原形はほぼなくなると考えられます。

—その判断はどのような基準によっているのですか—

主に三つの見地からなされています。一つは「安全」であること。倒木や落枝などの危険があるかどうか。二つめは、「健全」であること。衰退減少が顕著な木、あるいは病害木であるかどうか。三つめは、「自然形」であること。樹木同士・枝同士が混み過ぎたり、背の高い樹木によって圧迫（被圧）されることによって、樹姿がいびつになっていないかどうか、そうしたことが判断基準になっています。そしてその判断が、判定者によって極端な差が出ないように診断基準をつくるとしています。

もちろん不特定多数の人が利用する都市公園では、安全に関しては十分配慮する必要のあることはいまでもありません。問題はその見極めをどの時点でどのようにするかが問題です。また利用の実態や場所によっては安全に対する対応策も異なってくると考えられます。

樹木には人間の目から見て「自然形」でなくても、人間の気がつかない自然界の中での役割を果たしています。それは人的影響の少ない郊外や山間部で考えればよいということにはなりません。街の中といえどぎりぎりの努力と妥協が必要で、安全を重視するあまりに、過剰で拙速な管理は避けなければなりません。

都市に限らず人間活動の影響が及ぶところでは、多かれ少なかれ生育する樹木や自然にストレスをかけないわけにはいきません。「自然形」でないから「改修する」までの間には、その自然を総合的に客観的に眺めてみる「一息」が必要なのではないのでしょうか。

—「緑の計画(案)」は、どのような内容になっているのですか—

四つの柱からなっています。第一の柱は「常磐公園 緑の計画の目的」で、計画策定の背景や目的、上位計画のことが記されています。

第二の柱は「都市公園の定義～常磐公園の位置づけ」で、都市公園とはどういうものか、その中の緑の役割は何かを述べたあと常磐公園の緑の役割について述べています。

第三の柱は「常磐公園樹木の現況と課題」で、立木調査の判定基準を述べたあと、その見地から見た公園樹木の現状とゾーン毎の考察をしています。

第四の柱は「常磐公園の緑の基本方針」で、基本的な観点や樹種の選定・配置等に関する方針や指標、維持管理に関する考え方が示されています。

一読して気がつくことがいくつかあります。第一は生物多様性の視点が欠けていることです。第二は都市公園のこの生物多様性を含む現代的役割をくみ取らず、「総合公園」と「風致公園」を対比させることによって、管理主義の公園改修に傾斜していることです。

第三は、旭川市の「緑の基本計画」との関わりが形式的にしか触れられておらず、その実現をどう図っていくのか、具体的で積極的な姿勢が見えないことです。内容においても乖離と落差が感じられます。

第四は、常磐公園の「緑の基本計画」でありながら、緑の内容が樹木管理に充てられ、様々な生きものが樹木を利用している生態的な視点が不足していることです。

森林生態は中心となる樹木をしっかりさせないと意味がないと考えて、多様な生態系を軽視することはあってはならないことです。生物データが欠損しているなら、それらを作成、収集しながら動的管理をする方向が必要です。

第五は、常磐公園の緑と河川及び周辺緑地との関連性が希薄です。かつての放射環状型緑化構想等のプランに学ぶことや、また国が進めている石狩川上流部の河畔林連続性の取り組みなどと連携する方向が必要です。

第六は、常磐公園の改修にあたって、公園造成以前から残る巨木群の取り扱いを、老化・老齢の視点だけで処理するのではなく、先人が残した資産として検討する視点が必要です。また、樹木の世代交代の間に生じる、生物の連続と断続の問題についても考えることが重要です。

—生物多様性や生態的な視点が欠如しているとの指摘ですが、具体的にどのようなことですか—

常磐公園全体の枠組みに関わる「緑の計画」ですから、単なる「樹木計画」で済ませてはいけないということです。

私たちはこれまで森というとその主人公の樹木だけを考えがちでしたが、樹木の集まるところは他の植物をはじめ、鳥や虫や動物や土の中の微生物まで、実にたくさんの生きものが集まっています。それらが互いにつながり、影響し合っている空間が森です。

常磐公園の緑をよりよい形で将来に引き継ぐとしたら、どんな樹木を残すかも一つの視点になりますが、それ以上にどんな森を残すかを考えることが重要です。

そのためには現在の常磐公園が樹木だけでなく、他の生きものにとってどのような場になっているのか、どのようなつながりができどのような関わりになっているのか実態の把握が必要です。それらの事実をベースにして、公園のあり方を生物多様性や生態系など大きな視点から考えることが大切です。



石狩川左岸堤防と常磐公園の樹木群



河川空間の樹木群と旭橋

—そのような生態調査や生物調査のデータは、ないと聞いていますが—

公園造成から100年の歴史を持ち、市の中心部にあって面積約16%を占める貴重な緑地でありながら、その自然環境面の基礎データすらないということ自体が、この公園がこれまでどのように取り扱われてきたかを物語っているのかも知れません。

昭和40年代後半から植樹が「将来の姿を考えずに、無方針のまま植えられてきた」ために、一部で場当たり的で無定見なつくりになっていることは事実です。だが「これらの事実を深く受け止めています」という反省が、ひたすら維持管理面だけに集中し、それに見合った樹木管理と改修計画に向かうとすればそれは問題です。

本来必要とされるデータや資料を整えた上でしかるべき方針を出し、改めて改修計画を実施するのが基本ですが、この時点でそこまで問題を引き戻すのは困難というのであれば、この「緑の計画」にその方向性を明記し、追ってそれに見合う改修計画を順次進めていく方法（順応的管理）も考えられます。

—生物多様性国家戦略の中で、都市公園に対する新たな役割が盛り込まれ要請されているのに、それに対する対応がないことを指摘していますが—

平成20年に施行された生物多様性基本法で国家戦略の策定が義務づけられましたが、その最新版では、都市公園は野生生物の生息・生育環境の形成や自然との触れ合いの場になるとして、動植物の生息地・生育地である樹林地（注、樹林でない）の保護を、都市公園設置の目的の一つとして整備をするよう要請しています。

しかし、緑の計画（案）では、その要請に積極的に応える姿勢がみえません。「自然界とは異なった、公園という環境の中で生態系と向き合うことが必要」と述べ、より園芸的な色彩を強めようとしている公園を市民は理解すべきとのニュアンスが感じられます。いかに都市部に「自然を引き込むか」という国家戦略の方向はそこにありません。



市民グループによる河川空間の樹木調査
(左; 11月、右12月)

いうまでもなく、法や戦略にうたわれているからそうしなければならないというよりも、法や戦略がそこまでうたわなければならない、差し迫った現実があることを理解することが重要です。

私たち人間の振る舞いを見ていると、自然界に君臨したかも自分たちが自然を支配しているかのような錯覚をおぼえますが、「生態系サービス」といわれる自然の恩恵一つ考えても、人間だけで生きていくことはできません。多種多様の生きものが生存できる「生物の豊かさ」があって、はじめて生きていけるのです。

これまでもそのことは頭で理解されながらも、でも現実はそのような深刻で喫緊の事態ではないと多くの人が考えていました。ところが地球環境の時代を迎えて、様々な分野の研究者がデータを集めてみると、例えば100年前には1年に1種であった生物の種の絶滅速度が、50年前になると1000種になり、1975年からは4万種にもなっていることが分かって、いかに深刻な事態になっているか分かってきたのです。

世界でも稀な恵まれた環境にある日本でも、生物多様性減少の傾向は近年とみに顕著で、それが故に世界と共同歩調をとって国家戦略を練るまでになっているのです。

身の回りの環境を洗いざらい見直して、生物多様性を回復する方策をとることが、いま求められているのです。

—旭川市の「緑の基本計画」とのギャップも大きいとしていますが—

計画（案）では、上位計画である「緑の基本計画」の目的や基本方針、緑の配置方針を、形式的に簡単な項目しか紹介していません。しかし基本計画では、例えば、総合的な緑の配置計画として、①主要河川を緑の骨格とする ②丘陵地や後背の山なみを保全する ③グリーンベルトの形成を図る ④市街地内の貴重な樹林地の保全・創出を図る ⑤緑地や主要施設間を緑のネットワークで結ぶ ⑥公園緑地の適正配置を進めると明示し、さらに踏み込んで、環境保全上重要な緑の配置計画を示しています。

その中には、生態系に配慮した公園緑地の整備として、「地区公園以上の大きな公園に生物の生息を誘発する緑地を整備したり、それらの環境に親しめる施設整備を図る」ことや、連続する樹林地帯の配置として、「生物の生息が可能な公園緑地を有機的に結ぶ豊かな樹林地帯を配置する」ことを具体的に示しています。この「緑」にとって重要な「生物の生息」や「緑のつながり」を、計画（案）でも積極的に示すべきです。

—公園に残る巨木群の取り扱いや樹木の世代交代のあり方をもっと検討すべきとしていますが—

公園には先に述べたように大径木といわれる直径50cm以上の樹木が316本残っています。この中には幹周りが3cm以上もある直径95cmを超える巨木が42本あります。

最も多いのはハルニレ18本（全体比約43%）で、次いでドロノキ9本（同21%）、ニセアカシア6本（同14%）、ポプラ5本（同12%）などとなっています。ハルニレやドロノキの中には、直径130cmを超えるものも含まれています。

平成11年に市内のNGO「緑の探検隊」が常磐公園の樹木調査を行っていますが、このときのデ

一タでは巨木が52本と記されています。市の調査法と計測法の違い（胸高直径の位置と96センチ以上は同じ）もありますが、何らかの原因でここ10年の間に10本の巨木が姿を消しています。

巨木の樹齢は定かではありませんが、ハルニレやドロノキの多くは、この場所が公園造成前は石狩川と牛朱別川に挟まれた中島や牛朱別川の氾濫原だったことから、当時あるいはその直近の時代から残る河畔林だった可能性があります。35万都市の中心部に、いままのような樹木が残されていること自体がきわめて珍しいことと思われま

す。計画（案）ではこれらの巨木を含む大径木群に対して、老化・老齢の視点、あるいは下層木に与える被圧などの影響、河川環境が変わったため本来の河畔林とはいえない状況にあるなど、積極的に保全を図る姿勢が希薄に思えてなりません。後継樹の対策を立て世代交代を計画的に図ることは、もちろん重要なことですが、それをどう具体的にを行うのかさらに議論を深める必要があります。

空洞ができると単純に危険視する向きもありますが、問題はそのでき方で海外の研究では樹種や大きさによらず、直径の70センチ以上が残っていれば、減多に折れることがないとの報告もあります。根の発達が阻害され、いびつな選定管理をされた結果、樹木が自らの身体を軽くするため空洞をつくるとの知見もあります。

いずれにしても人間とはスケールの違う寿命を持つ樹木に対して、その寿命の見極めも含めて、世代交代をどう図るかは、人間とは違うスケジュールで対処する必要があります。いまあるものを大事にし、先人の遺産をどう残すかにまず心を砕き、知恵を絞ることが大切ではないでしょうか。

—市の広報「あさひばし」二月号に載せられた、常磐公園改修の記事が市民の間で問題になっていますが—

「はじめに堤防の緩傾斜ありき」ではなく、緑の計画を含めてどんな改修ができるのかを検討懇談会で検討している最中に、選択枝は緩傾斜しかありませんといわんばかりの記事を載せたことが、問題になっているのだと思います。

枝折れした樹木、台風で枝や幹が折れた樹木、狭くて急な堤防の階段、大雨で高水敷まで水位を増した写真を並べて、樹木や堤防がいかに危険かを示しています。

緩傾斜にした場合としない場合のイラストを載せ、緩傾斜にしないと漏水が生じ堤防破壊の危険性が高まり、また、堤防付近の樹木も衰退すると解説しています。

「堤防工事に当たっては、……樹木の一部を伐採して、盛土後に移植や植栽を行い」とありますが、予定では6割が伐採の対象になっていますから、とても一部ではありません。移植もその対象となる大きな木になると、イチヨウなど一部の樹木を除いて一般的にはきわめて難しいとされています。国道の拡幅に伴って移植された神楽岡の樹木が、その事実を示しています。

意図的なのは、改修整備をしない場合の50年後のイメージとして、堤防法面から樹木を消し去り、堤端の平地に生える樹木を葉もまばらな貧弱な姿にしていることです。

堤防の管理上、仮に今後樹木の更新を行えないとすれば、緩傾斜にしても旧堤防の法面に相当するところにはやはり植樹できないのです。平地のところの樹木も50年間放置することは考えられません。緩傾斜にして植樹をしたにしても、木が生長するまでの50年間のギャップがあることを忘れてはなりません。

全戸に配布する広報として、いま大事なことは常磐公園の現状を示す正確な情報を提供するとともに、検討懇談会でどのような議論が進んでいるかを（ホームページだけでなく）市民に伝え、意見を聞くことだと思われま

す。危険を知らせてはいけないといっているのではありません。その一部をことさらに取り上げ、市民の意見を誘導するような広報のあり方は、不適切だということです。

—公園と河川の一体化が改修事業の大きな柱になっているようですが、そのあたりはどのように考えていますか—

一体化には、「何のために、どのような方法と内容で」がはっきりしなければなりません。先の広報では、その理由を文化芸術ゾーン整備の方針であるとして、三つあげています。

一つは、堤防の斜面が狭く急で、特に階段部分は催事があるときに子どもや高齢者に危険。

二つめは、堤防の樹木が公園の樹木と一体的に維持管理されていない。樹木が密集していて枝が堤防の上に張り出している。公園内が暗い雰囲気になっていて、安心して子どもを遊ばせることができない。

三つめは、治水上必要な大きさが足りない。堤防に樹木があると、強風による倒木で堤防が破損したり、水が浸透しやすくなって、洪水のとき堤防が破壊する危険性がある、というものです。

一体化には二つの役割が考えられます。一つは人間（利用者）にとって、移動しやすい利用しやすいという機能性や利便性としての役割です。もう一つは、自然（環境）にとって、水辺と陸地の緑をより深く結びつける生態系としての役割です。

改修事業はもっぱら前者の視点で行われようとしており、後者が配慮されていません。配慮されていないばかりか、ますます川と緑を引き離しています。

アスファルトの路面は、真夏の直射日光が当たると70度を超えるような温度になります。そのアスファルト路面がいまの倍にもなったら、水辺と陸地を行き来している水辺の生きものはどうなるでしょうか。

川筋は冷気や風の移動通路です。その侵入を防いでいる堤防沿いの樹木が、一斉に姿を消したらどうなるでしょうか。葉を落とす広葉樹だから風を防ぐ役割はないとする見方もありますが、風のビュービューと吹く山の稜線を歩いてみるとよく分かりますが、葉のないダケカンバが風上側にあるかないかで大違いです。

改修に伴ってこのようなことがいくつも考えられます。このような影響をよく調べることなく計画を進めることに無理があるように思います。本当の一体化を図るのなら、まずいま剥き出しのコンクリートで一面に固められた護岸こそ、何とかしなければならぬのではないのでしょうか。

—緩傾斜にしないと利用者の機能性や利便性は図れないのでしょうか。また、堤防付近の樹木はどのように考えていますか—

現状の樹木に影響を与えず、階段のみを緩傾斜にすることは可能です。堤防の斜面が急過ぎるとありますが、緩やかな階段がないのなら別ですが、あえて堤防の全斜面を園路にする必要性はない

と思います。

堤防の樹木が公園の樹木と一体的に管理されていないのは、単なる管理方法の問題ですから、管理者同士が管理について協議をすれば済むことではないでしょうか。いまは縦割りではない行政のあり方こそが求められているのです。

樹木が堤防の上に張り出していることを問題にしていますが、緑の計画(案)では、「堤防沿いでは極めて貧相な樹相とはいえ、盛夏の散歩道には爽やかな木陰を落としています。これらの景観を守るため、……」と書いてあります。

公園内が暗い雰囲気になって子どもを安心してあそばせることができないとしていますが、一般抽象論ではなく具体的にはどのあたりがそうなのか、明らかにして検討する必要があります。樹木を主体にした公園で、「明るい」ことを前提にしてしまうと、森としての役割を失うことにもなりかねません。

また、子どもの遊びにとって、自分の子どもの頃を思い出してみればよく分かりますが、程度問題もありますが、ちょっと神秘的で怖さを感じる「暗い」ところも必要なのではないのでしょうか。要は公園のゾーンの工夫次第で、様々な対応がとれると思います。

—治水上、堤体が薄いことや樹木が堤防に対して悪さをすることがいわれていますが—

堤防は、人間が川筋に土を突き固めてつくりあげた人工の突起物ですから、一般論としては洪水時における水の浸透や、風による樹木の揺動が堤防破壊を起こすことは考えられます。問題はその可能性が不特定多数の場所ではなく、この場所で想定されるかどうかです。

旭川開建はそのことに関して、旭橋のあるあたりは川幅が狭いこと、洪水時に水位が上がって堤防を越流することはないが、堤体が薄いため浸透による破壊は考えられると説明しています。

一般市民にしてみると、大震災があった後だけに破堤による被害は恐ろしいと思う人もあれば、築堤されてこの方数十年も破堤したことが現実としてないではないか。いま急に起こるとは考えられないと思う人もいます。

危険がよいと思う人は誰もいません。問題はその危険がどの程度あるのか、できる限りの資料と根拠を示して市民に説明することが重要です。素人の市民に話して何が分かるかという姿勢ではなく、くり返し納得いく説明をするのがむしろ専門家としての技量です。

危険の可能性があるかどうかは別として、堤防を強化しておくのはやぶさかでないとの考えもありますが、川の安全性はその程度の「安全性」では意味をなさないと考えられます。上流から河口まで連続してつながっており、互いに影響を及ぼしあっていることを考えると、水系あるいは流域としてバランスのとれた管理ができていくかが問題です。

石狩川の水防に関して、旭川開建が作成した「重要水防区域調査」(平成 22 年度)があります。洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な重要水防箇所を設定して、重要度によって A・B・要注意の 3 ランクに分けています。全 161 箇所のうち、A 45 箇所、B 88 箇所、要注意 28 箇所、常磐左岸は堤防高・法崩れ・スベリの種別で B にランクされています。この区分が絶対的かどうかは別にして、常磐の築堤は緊急になにかをしなければならないレベルにはなっていません。

—では、常磐公園の改修事業はどのように考えたらよいのでしょうか—

「緩傾斜ありき」「樹木管理主義」の姑息な改修事業から脱皮して、いま世界の喫緊の課題になっている生物多様性の回復を先取りするような「緑と生きものと人が輝く」都市公園を目指してはどうでしょうか。

樹木も森も自然も時間とともに絶えず移り変わります。ということは公園づくりにも時の物差しが必要です。一時の価値判断で拙速に形をつくることを止め、基本計画を元に自然の変化にあわせて自然の反応を見ながら、少しずつ公園を仕上げていくやり方です。

堤防付近の樹木の中に緊急に手を加えなければならない危険な樹木があれば、その処置をすることはそれは当然です。しかし、樹形が悪い、健康でない等を理由に一掃することは、いろいろな生きものがその樹木を利用していることを考えると大いに問題です。樹木に寿命が来ることは明らかですから、その後継樹を近くに育てていくことはもちろんやらなければなりません。先人の残した遺産を引き継ぎ生かしながら、時間をかけて世代交代を図っていくことが重要と思われる。

ドイツのケルン市によく知られるアデナウアーの森があります。もうずいぶん昔に訪れたのですが、「自然形」とは別に、人間がつくりあげた森とは思えない自然が溢れていました。

この森が戦後、占領軍によって冬の燃料にされかかったとき、時のケルン市長コンラッド・アデナウアーは、「貧乏はやがて過去の物になる。緑は生きのびた市民のあすのためのもの」といつて言ったそうです。

常磐公園を常磐公園として完結するのではなく、他のどこにもない川のまちの特性を生かして、河畔林と結びついたみどりの回廊を実現させ、小動物が周辺の山地と行き来できるようなそんな公園ができたらすてきだと思います。汚れた千鳥が池の再生を、市民と行政の真の協働することも可能です。

旭川は、全国に先駆けて道路をクルマから人に開放した「買い物公園」を生み出した先進地です。その進取の気概と発想で、全国のモデルになるような常磐公園をつくりあげてはどうでしょう。

【お詫び】この原稿は 2012 年 8 月に書いたものです。諸般の都合で発行が遅れ内容が古くなりましたが、初期の事情や基本的な問題を知るには差し支えないと判断し、敢えて掲載しました。事態は終盤に近づきつつありますが、機会があればその後の推移について改めて報告したいと考えております。



常磐公園のシンボルにもなっているポプラ

2012 年度代表者会議の報告

【日時】

5月26日(土) 10:00~15:00 札幌エルプラザ

【出席者】

大雪と石狩の自然を守る会(3名)、北海道自然保護協会(3名)、十勝自然保護協会(3名)、道央地区勤労者山岳連盟(1名)、北見の自然風土を考える市民連絡会・LOVE ももんが北見の自然を守ろう会(1名)、ユウパリオザクラの会については反橋事務局長が報告。原島事務局長次長
議長 佐藤与志松(十勝自然保護協会)

【報告事項】

1 各団体の活動報告

各団体より2011年度の活動が報告された。

2 特別報告

(1) サホロスキー場問題(十勝自然保護協会): 加森観光はサホロ岳の北斜面にスキー場開発を計画しており開発には知事の許可が必要。北斜面にはナキウサギの生息地があるが、加森観光はそれを隠そうとしている。北海道に許可を出さないよう求めている。

(2) 北見道路問題(北見の自然風土を考える市民連絡会・LOVE ももんが北見の自然を守ろう会): 高規格道路であるのに「国道39号線改良工事」という工事名の不可解な道路。貴重な丘陵の自然が破壊されている。現在、反対運動は裁判が中心になっており、裁判のためのカンパを募っている。

【審議事項】

1 会計

- (1) 事務局より2011年度決算が提出され、承認された。
- (2) 事務局より2012年度予算案が提出され、承認された。

2 加盟団体の整理について

事務局で加盟団体を15団体に整理した。そのうち会費を支払っている団体は7団体。未払いの団体に書面で意思確認を行い、意思表示がない場合は退会扱いとする。継続の場合は2年分(2011年度と2012年度)の会費を請求する。

3 特別報告に関する協力・援助について

特別報告のあったサホロスキー場問題および北見道路問題に協力する。

4 役員の補充について

欠員となっている事務局次長は今年度は補充せず、来年度の代表者会議で決める。

5 旅費支給について

旅費の支給範囲を代表者会議以外にも広げることが承認された。

6 連合の今後の運営について

寺島代表から今年度で代表を退任したいとの申し出があったため、来年度以降の連合の体制について各団体に協議してもらい、それをもとに幹事会で検討する。

7 特別会計について

特別会計の用途について各団体に検討してもらい、次回の代表者会議で審議する。

2011 年度決算報告

収入

	予算	決算
繰越金	190,530	190,530
団体加盟費	50,000	50,000
賛助会費	72,000	54,000
カンパ	10,000	16,000
広告費	70,000	30,000
利息	250	0
合計	39,2780	340,530

支出

	予算	決算
事務費	6,000	2,187
会報印刷費	60,000	13,245
会場費	4,500	5,603
通信郵送費	45,000	13,175
旅費	35,000	52,670
予備費	134,465	0
合計	266,965	86,871

一般会計残高 340,530 - 86,871 = 253,659

特別会計 2,186,464

2012 年度予算案

収入

繰越金	253,659
団体加盟費	50,000
賛助会費	60,000
カンパ	10,000
広告費	30,000
利息	0
合計	403,659

支出

事務費	6,000
会報印刷費	30,000
会場費	6,000
通信郵送費	30,000
旅費	80,000
予備費	251,659
合計	403,659

道連合活動日誌

- 5月26日 2012年度代表者会議
- 6月14日 サホロ岳北面スキー場開発について北海道環境推進課と話し合い。
- 6月24日 ナキウサギふぁんくらぶ、サホロリゾート開発研究推進協議会、十勝自然保護協会と合同でサホロ岳北斜面の岩塊地調査。食痕と貯食確認。
- 6月29日 3団体連名で知事にスキー場造成許可撤回の要望書を送付。
- 7月11日 サホロスキー場北斜面造成について加森観光と話し合い。「サホロ岳の開発中止とナキウサギ生息地保全を求める要望書」を提出。

- 7月11日 サホロスキー場北斜面造成について、北海道森林管理局と話し合い、「サホロ岳の開発中止とナキウサギ生息地保全を求める要望書」を提出
- 7月11日 3団体連名で知事に「サホロ岳北斜面の開発に関する質問書」を送付
- 8月31日 サホロ岳北面スキー場開発について、北海道環境局長と話し合い
- 9月17日 3団体連名で、加森観光に「佐幌岳北斜面におけるナキウサギの生息痕跡について」を送付
- 10月20日 音更町総合福祉センターでナキウサギフォーラム開催（3団体主催）
- 12月17日 3団体連名で、サホロ関係の質問書を知事と加森観光に送付

北の自然 No.87

2013年2月15日発行

発行 北海道自然保護連合

事務局 札幌市東区北8条17丁目1-7

反橋 一夫方

TEL・FAX 011-702-4548

発行人 寺島一男

替助会費 年額3,000円

郵便振替 02710-5-4071

(全日本登山とスキー用品専門店協会会員)

登山とアウトドア専門店

秀岳社

(本店) 〒001-0012 札幌市北区北12条西3丁目
TEL011(726)1235
営業時間 AM10:00~PM7:00 ●月曜定休

(白石店) 〒003-0026 札幌市白石区本通1丁目南2
TEL011(860)1111
営業時間 AM10:30~PM7:30 ●水曜定休

(旭川店) 〒070-8045 旭川市忠和5条4丁目
TEL0166(61)1930
営業時間 AM10:00~PM7:00 ●月曜定休

<http://www.shugakuso.co.jp>